

マイナンバー(個人番号)を記載した、軽自動車税減免申請書 をご提出いただく際の本人確認について

松戸市では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下番号法)16条に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した軽自動車税減免申請書をご提出いただく際は、「本人確認」をおこなわせていただきます。

本人確認には「番号確認」と「身元確認」があり、必要書類につきましては以下のとおりとなります。

※番号確認とは 個人番号が正しい番号であるかの確認
 ※身元確認とは 個人番号が記載された申告書の申告者がご本人及び正式な代理人である事の確認

◎有効期限のある身分証明書につきましては、有効期限内のものに限ります。
 ◎法人番号につきましては、番号法に基づく本人確認は行いません。

1 本人が軽自動車税減免申請書を提出する場合 ※郵送での提出の場合は写しを同封願います。

本人確認

下記A～Dのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。

	番号確認	身元確認
A	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
B		《顔写真付身分証明書》以下の書類から1点 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/愛の手帳(療育手帳)/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/顔写真付き学生証/顔写真付き身分証明書/顔写真付き社員証/顔写真付き資格証明書/戦傷病者手帳
C	●通知カード ●住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	《身分証明書》以下の書類から1点 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書
D		《身分証明書》以下の書類から2点 学生証(顔写真無し)/身分証明書(顔写真無し)/社員証(顔写真無し)/資格証明書(顔写真無し)/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書

2 代理人が軽自動車税減免申請書を提出する場合 ※郵送での提出の場合は写しを同封願います。

本人確認

下記A・Bのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。

	申告者の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
A	●申告者の個人番号カードの写し(両面) ●通知カード ●住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	《以下の書類から1点》 代理人の個人番号カード/運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/愛の手帳(療育手帳)/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/顔写真付き学生証/顔写真付き身分証明書/顔写真付き社員証/顔写真付き資格証明書/戦傷病者手帳 ◆代理人が法人の場合 登記事項証明書/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証/納税証明書+当該法人と関係を証明する書類(社員証等)	●委任状<原本>(任意代理人の場合) ●税務代理権限証書 ●戸籍謄本(法定代理人の場合) ●本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、保険証等)
B		《以下の書類から2点》 保険証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/学生証(顔写真無し)/身分証明書(顔写真無し)/社員証(顔写真無し)/資格証明書(顔写真無し)/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書	

◆ご不明な点につきましては、下記担当までお問合せください。

松戸市役所 財務部 税制課

電話:047-366-7321(直通)